

シルバー消費社会形成援助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付するシルバー消費社会形成援助事業補助金（以下「補助金」という）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業の内容、対象者等)

第2条 補助金の交付の目的、交付の対象である事業の内容及び交付の対象者は、次の表のとおりとする。

交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付の対象者
高齢消費者の被害の防止及び救済	1 消費生活に関する講座、学習会、講演会等 2 消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動	市町村消費者問題研究協議会等
高齢消費者に対する啓発及び教育	3 消費生活に関する情報の発信 4 環境に配慮した消費生活のための活動	(以下「協議会等」という)

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象である経費は、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借上げ料、その他知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 交付の対象である経費に1,000円未満の端数があるときは、交付する補助金の額は、その端数全額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする協議会等は、規則第4条の規定により、交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(変更交付等の申請)

第5条 協議会等は、補助金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更をするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

(実績報告)

第6条 協議会等は、規則第10条の規定により、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の支出)

第7条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の概算払を行うことができる。

2 協議会等は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第8条 協議会等は、補助金に関する帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年6月13日から施行する。

この要綱は、平成18年5月11日から施行する。

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行することとし、平成25年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行することとし、平成27年度の補助金から適用する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

島根県知事 様

所在地

_____市町村消費者問題研究協議会
会 長 ㊟

シルバー消費社会形成援助事業補助金交付申請書

シルバー消費社会形成援助事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、標記補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

別紙1 事業計画書のとおり

2 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

3 事業に要する経費の内訳

別紙2 収支予算書のとおり

事業計画書

1 事業の目的、背景等

2 事業の区分及び概要

事業区分	
開催予定年月	
事業概要	

事業区分	
開催予定年月	
事業概要	

3 事業を実施するにあたり見込まれる効果等

注 1 補助金の対象事業を事業の内容（①消費生活に関する講座、学習会、講演会等、②消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動、③消費生活に関する情報の発信、④環境に配慮した消費生活のための活動）ごとに記入すること。

2 記入欄が不足する場合には、適宜、表を挿入すること。

収支予算書

1 収入

単位：円

区 分	金 額	備 考
シルバー消費社会形成援助事業 補助金		
合 計		

2 支出

単位：円

区 分	金 額	積算根拠等
合 計		

(注) 事業の内容 (①消費生活に関する講座、学習会、講演会等, ②消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動, ③消費生活に関する情報の発信, ④環境に配慮した消費生活のための活動) ごとに記入すること。

(様式第2号)

平成 年 月 日

島根県知事 様

所在地

_____市町村消費者問題研究協議会
会 長 ㊟

シルバー消費社会形成援助事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったこの事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、シルバー消費社会形成援助事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の区分等

2 変更（中止・廃止）の理由及び内容

3 変更後の事業に要する経費及び変更交付申請額

(1) 事業に要する経費（当初） 円

(2) 変更後の事業に要する経費 円

(3) 交付決定額 円

(4) 変更交付申請額 円

(注) 事業費又は積算根拠に変更がある場合は、当初申請時の収支予算書に変更後の数値を併記（2段書き）したものを添付すること。

(様式第3号)

平成 年 月 日

島根県知事 様

所在地

_____市町村消費者問題研究協議会
会 長 ㊟

シルバー消費社会形成援助事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったこの事業を平成 年 月 日に完了しましたので、シルバー消費社会形成援助事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

別紙1 事業実績報告書のとおり

2 事業に要した経費及び補助金交付決定額

(1) 事業に要した経費 円

(2) 補助金交付決定額 円

3 事業に要した経費の内訳

別紙2 収支決算書のとおり

4 事業完了年月日 平成 年 月 日

事業実績報告書

1 事業の目的

2 事業の区分及び実績

事業区分	
事業実績	

事業区分	
事業実績	

3 事業を実施したことによる効果等

- 注 1 補助金の対象事業を事業の内容（①消費生活に関する講座、学習会、講演会等，
②消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動，③消費生活に関する情報
の発信，④環境に配慮した消費生活のための活動）ごとに記入すること。
- 2 記入欄が不足する場合には、適宜、表を挿入すること。
- 3 活動状況や成果品がわかる写真や印刷物等を添付すること。

収支決算書

1 収入

単位：円

区 分	金 額	備 考
シルバー消費社会形成援助事業 補助金		
合 計		

2 支出

単位：円

区 分	金 額	積算根拠等
合 計		

注1 事業の内容（①消費生活に関する講座、学習会、講演会等，②消費者トラブルの早期発見及び拡大防止のための活動，③消費生活に関する情報の発信，④環境に配慮した消費生活のための活動）ごとに記入すること。

注2 契約書、領収書、支払伝票、検査調書等の支払を証する書類の写しを添付すること。

(様式第4号)

平成 年 月 日

島根県知事 様

所在地

_____市町村消費者問題研究協議会
会 長 ㊟

シルバー消費社会形成援助事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの補助金について、シルバー消費社会形成援助事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円